

法と社会と私たち

ねらい・目的

裁判員制度が始まってから「人が人を裁くこと」の大きさ、重さのみが新聞等で取りあげられているが、実は「法やきまり」というのは我々の身近なところにも存在しており、身近な「きまり」によって我々の生活や社会が守られているといえる。これからの私たちの「生きる力」として、「法やきまりは遠い誰かのためにあるのではなく、他でもない私たちのためにあること」を認識し、「論理的に考えること」「自分の意見を、相手に正確に伝えられること」といった力を育むことを目標とした。見学や模擬評議をおこない、興味のある問題について調査、発表した。

「宇宙法」グループ 2年

地球上では、国ごとに「法」があり、一定の安全が保証されている。しかし、誰のものでもない「宇宙」はどうだろうか。宇宙には、各国が批准している「宇宙法」がある。僕たちは、「宇宙法」を調べることであまり知られていない法律を調査しようと考えて、この法を調べることにした。

もし、人工衛星が地球上に落ちてきたら・・・？大気圏で燃え尽きると言われているが、たまにそのまま地上に落ちるときがある。そんなときは「宇宙損害責任条約」に則って、打ち上げ国が責任を負うことになる。また、万一のときのために条約を取り交わすことも大事だが、一番避けなければならないのが不慮の事故である。飛行士や地上整備員が死亡する事故も起こっている。有名な事故として、「チャレンジャー号爆発事故」を取り上げた。この事故は、1986年1月28日アメリカのスペースシャトル「チャレンジャー」号が、打ち上げから73秒後に分解し、7名の乗組員が犠牲になったものだ。原因は多忙なスケジュールの中、機体の確認がしっかりと行われずまま発射されたからである。チャレンジャー号が打ち上げられる日は当時のブッシュ大統領が視察に来る日だったらしい。準備の遅れから、時間が足りず、点検がおろそかになったと言われている。

「宇宙空間の探索及び利用は、すべての国の国益のために」「全人類に認められる活動分野である」とされている。先日、ロシアに隕石が落ちた。これらの隕石の利用の仕方など、興味をもってニュースをみていきたい。

「ストーカー規制法」グループ 2年

「ストーカー」とは、「自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとうこと」である。ストーカー被害に遭ったら、すぐ警察に届けて被害届を出す。警察は「ストーカー規制法」に則って動き出す。被害者から「警告申し出書」が出されたら、加害者（＝ストーカー）に「警告」或いは「仮の命令」を出す。それでもおさまらない場合は、都道府県の公安委員会が加害者に接近などの「禁止命令」を出す。それでもだめなら、「罰則」の適用となる。「罰則」は、①ストーカー行為をしたら六ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金②禁止命令に違反すると1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金となる。このストーカー規制法は、警察にたびたび被害届を出したにもかかわらず、家族が脅され、被害者女性も殺されるという「桶川女子大生刺殺ストーカー事件」として全国に恐怖を与えた事件がきっかけとなって、ようやく成立したものである。私たちは、2・3年生にアンケートをおこなった。解決策として「弁護士に相談」「相談センター」「一人で歩かない」「引っ越す」等の意見が出た。今回、ストーカー事件を調査して実感したのは、「被害者の声が全て拾われていない」ということだ。ストーカー規制法ができた今でも、殺人にまで発展する事件が起こっている。警察の対応がまずいものもあるが、被害者の立場に立った対応や新たな法の整備が必要であると感じた。

「事故と法」グループ 3年

2012年4月、亀岡市で未成年の無免許運転により、児童・妊娠中の保護者3名が死亡、1名が重体、6名が重軽傷を負った。少年が無免許だったため、免許所持者にのみ適用される「危険運転致死罪」が適用されなかった。「おかしいではないか」と遺族はもとより、全国的に世論が巻き起こり、法改正への活動が行われている。事件や事故をきっかけに法の不備を整備することがあるのか。その疑問を調べるために調査をおこなった。

亀岡の事件では、「自動車運転過失致死傷罪」より刑罰が重く、「危険運転致死傷罪」より軽い、「準危険運転致死傷罪」の創設が検討されている。実際には運転技術はあるが、無免許で事故を起こしたケース等への適用を想定している。その他に、「福岡・海の中道大橋飲酒運転事故」では子ども三人が水死した事件を受けて、道路交通法が改正され、飲酒運転の罰則が強化された。飲酒運転をした車を貸した者、酒を提供した者、飲酒運転と知っていながら同乗した者にも罰則を適用することとなった。この事件では、危険運転致死傷罪が成立し、飲酒運転をして事故を起こした被疑者は懲役20年の判決を受けた。また「桶川ストーカー殺人事件」では、ストーカーに対する法律がなかったため、逮捕することができずに殺人にまで発展した。この事件を受けて「ストーカー規制法」ができた。一部の刑法は、多くの犠牲になった方の上に成り立っているのではないだろうか。取り締まる法がなくて軽い刑で済む「理不尽さ」があり、新たに法が新設される。

検察庁を訪れたときにそのことを質問したら、検事さんは「検察は今ある法律の範囲内で裁判にかけられるのが仕事だ。法律を定めるのは国会の仕事である。検察官が『これは罰せられなければならない』と感じても、法律の範囲を超えているならば裁判にかけられない。国民は、法律を規準として行動しているの

で、検察官が法を勝手に判断して法を超えれば、国民が何を信じればいいのかわからなくなる。検察官は、感情ではなく、法に従う。」と話された。確かにそうである。しかし、法律に不備があり、罪に問えずに悔しい思いをしている被害者や遺族がいることも私たちは忘れてはならない。犠牲者が出なくても法を整備、改正していけるよう、私たちはもっと法について学び、考えて行かなければならないと思う。

「未解決事件を追う」グループ 2年

未解決事件とは、①捜査が及ばず、犯人の特定・逮捕が出来ないケース②何らかの理由で「逮捕できない」ケースである。「何らかの理由」とは、「外交」「宗教」「政治家」が事件に絡んだときだといわれている。無理に逮捕した場合、外交問題が発生したり、政治が混乱したりする可能性が大きい。

「国松長官狙撃事件」…日本の警察は殺人事件の検挙率96%で世界トップクラスである。その警察庁長官が狙撃されたにもかかわらず、未解決となった事件である。犯人には、①オウム犯行説②銃マニア中村説があるが、それぞれ決め手に欠ける。その他の未解決事件には「世田谷一家殺害事件」「八王子ナンペイ事件」「赤報隊事件」「グリコ・森永事件」「三億円事件」「井の頭公園バラバラ殺人事件」が主だったものである。

詳しく調べていくうちに、日本の警察の捜査力の限界を知った。国民の命が奪われても、事件の裏にあるものによっては国を守るために犯人を逮捕することができないこともあることを知り、愕然とした。日本の暗部には、暴力団・外国の犯罪組織など、僕らが想像できないほどの世界が広がっているのではないかと推測できることが多くあると思われる。私たちは、「警察」の勝手や対応を責めがちであるが、未解決事件の裏にはこういう事情もあるのだと初めて知った。

「冤罪～足利事件を例にして～」グループ 3年

日本の有罪率は99%以上と言われている。しかし、自分は罪を犯していないのに犯人とされ、服役している人も多いと言われている。このような「冤罪」は、どうして起こったのか。冤罪事件で有名な「足利事件」を例にとって調査した。

事件は、1990年栃木県足利市内で、父とパチンコ店に来ていた当時4歳の女の子が行方不明となったことが発端である。翌日、近くの河川敷で女の子の死体が見つかる。証拠の精液から、犯人の血液型はB型とわかった。のちに逮捕される菅谷利和さんもB型だったため、容疑者の一人とされて警察に疑われた。警察は菅谷さんが出したゴミの中から精液のついたティッシュを入手し、当時はまだ実用化されていなかったDNA鑑定をおこなった。犯人の精液と一致したため、菅谷さんは任意同行され、虚偽の自白をしたため逮捕された。警察には虚偽の自白を強要され、検察官、裁判官、弁護人にまで無実を信じてもらえずに真実を貫き通せなかったと考えられる。足利事件は、弁護士が初めて我が国でDNA鑑定の証拠能力を争った事件である。足利事件を私たちの目で見直しても、菅谷さんが犯行に及んだ場所を正確に示せない、首を絞めたと自白した方法と死体の索痕が違う、自転車の後部に被害者の女の子を乗せたこととされるが荷台がないのにどうやって乗せたのか等、疑問点・矛盾点がたくさん見つかった。当時の最新技術であったDNA鑑定の機器を全国の警察署に導入するために、早く犯人を検挙し、それがDNA鑑定によって裏付けされるというシナリオが書かれたのではないかと、そのために菅谷さんがスケープゴートにされたのではないかとされている。「自白して逮捕されたのなら犯人ではないか」と思う人は多いだろうが、冤罪で逮捕されて自白を強要されて「犯人」とされた人もいるのだということをもみんなに知ってほしい。裁判員制度は私たち国民の意見や感覚を生かすために作られた制度であり、私たち一般の人間が唯一、事件に対して意見を言える場だ。冤罪を少しでも減らすために、国も私たちも力を尽くすべきではないだろうか。

〈京都地方検察庁見学〉



現役の女性検事さんにお話を伺いました。

〈京都地方裁判所見学〉



実際に裁判員裁判で使用されている法廷です。